１．条例等（条例、規則等）

01 宮崎市防災会議条例

昭和 38 年３月 18 日
宮崎市条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定の基づき、宮崎市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 宮崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 宮崎市水防計画について審議すること。

(3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、60 人以内とし、次に掲げる者について市長が任命する。

(1) 関係指定地方行政機関の職員

(2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の職員

(3) 宮崎県の職員

(4) 宮崎県警察の職員

(5) 市教育委員会教育長

(6) 市消防長及び市消防団長

(7) 市の職員

(8) 関係指定公共機関又は関係指定地方公共機関の職員

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要であると認める者

６　前項第８号から第 10 号までの委員の任期は、２年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和 38 年４月１日から施行する。

附　則(昭和 46 年３月 19 日条例第４号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 50 年 7 月 14 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 52 年 10 月 19 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 54 年６月 28 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成元年９月 27 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 12 年３月 28 日条例第４号)

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

（宮崎市水防協議会条例の廃止）

２　宮崎市水防協議会条例(昭和 47 年条例第 53 号)は、廃止する。

附　則（平成24年12月26日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

02 宮崎市防災会議運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、宮崎市防災会議条例(昭和 38 年宮崎市条例第２号)第５条の規定に基づき、宮崎市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会議は、会長において必要と認めたとき、又は委員の３分の１以上の者から要求があったとき会長が招集する。

２　会議の議長は、会長を充てる。

３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（会長の専決処分）

第３条　会長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(2) その他軽易と認められる事項

２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

（事務局）

第４条　会議の事務を処理するため、事務局を宮崎市危機管理部危機管理課に設置し、次の職員をおく。

(1) 事務局長

(2) 次長

(3) 事務局員

２　事務局長は、宮崎市危機管理部危機管理課長を充てる。

３　次長は、宮崎市危機管理部危機管理課長補佐を充てる。

４　事務局員は、宮崎市危機管理部危機管理課の職員を充てる。

第５条　事務局長は、会長の命を受けて事務局を掌理し、職員を指揮監督する。

２　事務局長に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

第６条　事務局は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 文書の収受、発送、保管に関すること。

(2) 会議に提出する議案の作成及び浄書に関すること。

(3) 会議の重要事項の記録、保管に関すること。

(4) 議決事項の処理に関すること。

(5) 会長の命ずる事項。

(6) その他委員、又は専門委員から命ぜられた事項。

（雑則）

第７条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、昭和 38 年６月 14 日から施行する。

附　則

この要領は、昭和 42 年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、昭和 58 年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。

03　会長職務代理者の指名

宮崎市防災会議条例第３条第４項の規定により会長に事故のあるときは、その職務を代理する委員を次のとおり指名する。

第１次　　危機管理部の事務を担当する副市長の職にある委員

第２次　　他の事務を担当する副市長の職にある委員

04 宮崎市防災会議会長及び委員名簿

（令和5年4月1日現在）

区　分	職　名
会　長	宮崎市長
１号委員	宮崎労働基準監督署署長
	九州農政局宮崎県拠点地方参事官
	九州森林管理局宮崎森林管理署総括事務管理官
	九州地方整備局宮崎河川国道事務所事務所長
	九州運輸局宮崎運輸支局支局長
	国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所所長
	宮崎地方気象台台長
	宮崎海上保安部部長
２号委員	陸上自衛隊第 43 普通科連隊第 2 中隊長
３号委員	宮崎県中央福祉こどもセンター所長
	宮崎県中部農林振興局局長
	宮崎県宮崎土木事務所所長
	宮崎県中部港湾事務所所長
	宮崎県高岡土木事務所所長
４号委員	宮崎北警察署署長
	宮崎南警察署署長
	高岡警察署署長
５号委員	宮崎市教育委員会教育長
６号委員	宮崎市消防局局長
	宮崎市消防団団長
７号委員	宮崎市副市長
	〃　　総合政策部部長
	〃　　総務部部長
	〃　　危機管理部部長
	〃　　財政部部長
	〃　　地域振興部部長
	〃　　環境部部長
	〃　　福祉部部長
	〃　　子ども未来部部長
	〃　　健康管理部部長
	〃　　農政部部長
	〃　　観光商工部部長
	〃　　建設部部長
	〃　　都市整備部部長
	〃　　上下水道局局長
８号委員	九州旅客鉄道（株）宮崎支社工務課長
	日本赤十字社宮崎県支部事業推進課長
	九州電力送配電（株）宮崎配電事業所所長
	日本放送協会宮崎放送局放送部長

区　分	職　名
８号委員	日本通運（株）宮崎支店業務推進課長
	西日本電信電話（株）宮崎支店支店長
	（株）宮崎放送報道部長
	（株）宮崎日日新聞社報道部編集委員
	宮崎交通（株）運行管理部長
	宮崎ガス（株）技術部長
	（株）テレビ宮崎報道部主任
	（株）エフエム宮崎編成制作部長
	（公社）宮崎市郡医師会理事
	（公社）宮崎県看護協会会長
	宮崎ケーブルテレビ（株）取締役
	（一社）宮崎県トラック協会専務理事
	西日本高速道路（株）九州支社宮崎高速道路事務所所長
９号委員	災害時救援ボランティアコーディネーターみやざき会長
１０号委員	（株）宮崎銀行総務部長
	宮崎商工会議所理事・事務局長
	宮崎市地域婦人会連絡協議会副会長
	宮崎市ＰＴＡ協議会副会長
	宮崎市社会福祉協議会会長

備　考　１号委員…関係指定地方行政機関の職員
２号委員…市を警備区域とする陸上自衛隊の職員
３号委員…宮崎県の職員
４号委員…宮崎県警察の職員
５号委員…市教育委員会教育長
６号委員…市消防局長及び市消防団長
７号委員…市の職員
８号委員…関係指定公共機関又は関係指定地方公共機関の職員
９号委員…自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
１０号委員…その他市長が必要であると認めるもの

01 宮崎市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 18 日
宮崎市条例　第 3 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、宮崎市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 8 年 3 月 27 日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 26 日条例第 61 号）

この条例は、公布の日から施行する。

02 宮崎市災害対策本部運営要領

（趣旨）
第１条　この要領は、宮崎市災害対策本部条例（昭和３８年条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、宮崎市災害対策本部(以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（副本部長）
第２条　宮崎市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

（職務代理）
第３条　条例第２条第２項の規定に基づき、副本部長が宮崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する場合の順序は、宮崎市長職務代理者規則（昭和５４年規則第３号）第１条に定めるところによる。
２　本部長及び副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名したものがその職務を代理する。

（幹部会）
第４条　本部に、応急対策に関する重要事項を決定する機関として幹部会を置く。
２　幹部会の構成員は、次のとおりとする。
(1)　本部長
(2)　副本部長
(3)　宮崎市事務分掌規則（昭和４２年規則第９号）第４条第１項の部長
(4)　会計管理者
(5)　上下水道局長
(6)　消防局長
(7)　議会事務局長
(8)　教育長
(9)　教育局長
(10)　選管事務局長
(11)　農委事務局長
(12)　監査事務局長
(13)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者
３　本部長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者で本部長が指名したものを幹部会に出席させることができる。

（緊急幹部会）
第５条　本部長は、緊急に応急対策を講じる必要があるときには、幹部会に替えて緊急幹部会を置くことができる。
２　緊急幹部会の構成員は、次のとおりとする。
(1)　本部長
(2)　副本部長
(3)　総務部長
(4)　危機管理部長
(5)　地域振興部長
(6)　福祉部長
(7)　建設部長

(8)　消防局長
(9)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者

（組織）
第６条　本部に本部員並びに別表１に掲げる部及び班を置く。
２　部に部長、班に班長を置く。
３　必要と認める部に副部長を置くことができる。
４　部長、副部長及び班長は、別表１に掲げる職にあるものをもって充てる。
５　本部員は宮崎市職員のうちから、本部長があらかじめ指名したものをもって充てる。
６　部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名したものがその職務を代理する。
７　班長に事故があるときは、その班のうちから班の属する部の部長が指名したものがその職務を代理する。

（職務）
第７条　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し所属の職員を指揮監督する。
２　副部長は、部長を補佐する。
３　班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。
４　班員は、その属する班の事務を処理する。

（事務分掌）
第８条　部及び班の事務分掌は、別表２に掲げるとおりとする。

（事務の優先）
第９条　災害応急対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して行うものとする。

（雑則）
第１０条　この要領に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この要領は、昭和３８年８月１日から施行する。
附　則
この要領は、昭和５２年５月１５日から施行する。
附　則
この要領は、昭和５４年８月１５日から施行する。
附　則
この要領は、平成９年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成１９年８月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

別表１　風水害対策編　第３章第２節「宮崎市災害対策本部　組織系統図」

別表２　風水害対策編　第３章第２節「分掌事務」

03 災害復旧対策本部設置要綱

（設置）
第１条　　市長は、本市の区域において災害が発生し、災害救助法の規定による救助業務、宮崎市地域防災計画に定める災害復旧事業その他災害復旧対策を実施する必要があると認めたときは、災害復旧対策本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。

（本部長）
第２条　災害復旧対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充てる。

（副本部長）
第３条　災害復旧対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

（職務代理）
第４条　本部長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。
第１順位　福祉部を担当する副市長
第２順位　他の事務を担当する副市長
２　本部長及び副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名した者がその職務を代理する。

（幹部会）
第５条　本部に、応急対策に関する重要事項を決定する機関として幹部会を置く。
２　幹部会の構成員は、次のとおりとする。
(1)　本部長
(2)　副本部長
(3)　宮崎市事務分掌規則（昭和４２年規則第９号）第４条第１項の部長
(4)　会計管理者
(5)　上下水道局長
(6)　消防局長
(7)　議会事務局長
(8)　教育長
(9)　教育局長
(10)　選管事務局長
(11)　農委事務局長
(12)　監査事務局長
(13)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者
３　本部長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者で本部長が認める者を幹部会に出席させることができる。

（緊急幹部会）
第６条　本部長は、緊急に応急対策を講じる必要があるときには、幹部会に替えて緊急幹部会を置くことができる。
２　緊急幹部会の構成員は、次のとおりとする。
(1)　本部長
(2)　副本部長
(3)　総務部長
(4)　危機管理部長
(5)　地域振興部長
(6)　福祉部長
(7)　建設部長
(8)　消防局長
(9)　前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者

（組織）
第７条　復旧本部に別表１に掲げる室、部及び班を置く。
２　室に室長及び副室長、部に部長、班に班長を置く。
３　必要と認める部に副部長をおくことができる。
４　室長、副室長、部長及び班長は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。
５　部長に事故あるときは、あらかじめ部長が指名した者がその職務を代理する。
６　班長に事故あるときは、その班の属する部の部長がその班のうちから指名した者が職務を代理する。

（職務）
第８条　室長及び部長は、本部長の命を受け、室及び部の事務を掌理し所属の職員を指揮監督する。
２　班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理する。
３　班員は、その属する班の事務を処理する。

（分掌事務）
第９条　室は、本部及び部並びに部相互間の連絡調整を図るものとし、その事務分掌は別表２のとおりとする。
２　部及び班の事務分掌は、別表２のとおりとする。

（事務の優先）
第 10 条　各部の部長は、他のすべての事務に優先して災害復旧対策を行わなければならない。

（その他）
第 11 条　宮崎市防災対策本部が発した避難に関する情報で効力の継続しているものは、復旧本部が発したものとみなす。

第 12 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成１７年９月１６日から施行する。
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年７月１日から施行する。
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
この要綱は、令和３年５月２０日から施行する。
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表１　風水害対策編　第４章第１節「宮崎市災害復旧対策本部　組織系統図」
別表２　資料編　４．組織等（組織、体制、分掌事務等）　０２宮崎市災害復旧対策本部の分掌事務

01 災害救助法施行令（抜粋）

（昭和 22 年政令第 225 号）

（災害の程度）

第１条　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第２条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

１．　当該市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第１に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

２．　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第２に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第３に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

３．　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第４に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

４．　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

②前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第２条　法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

１．　死体の捜索及び処理

２．　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第３条　救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

（支給基礎額）

第８条　前条に規定する扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。

02 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について（早見表）

別表第１

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上　15,000人未満	40
15,000人以上　30,000人未満	50
30,000人以上　50,000人未満	60
50,000人以上　100,000人未満	80
100,000人以上　300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第２

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上　2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上　3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第３

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上　15,000人未満	20
15,000人以上　30,000人未満	25
30,000人以上　50,000人未満	30
50,000人以上　100,000人未満	40
100,000人以上　300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第４

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上　2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上　3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

01 宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 3 月 30 日
条例第 15 号

改正　昭和 49 年 10 月 15 日条例第 46 号　昭和 50 年 7 月 14 日条例第 33 号
昭和 52 年 3 月 29 日条例第 5 号　昭和 53 年 6 月 27 日条例第 30 号
昭和 56 年 6 月 30 日条例第 36 号　昭和 57 年 12 月 21 日条例第 45 号
昭和 62 年 3 月 27 日条例第 16 号　平成 3 年 12 月 18 日条例第 41 号
平成 31 年 3 月 25 日条例第 16 号　令和元年 12 月 14 日条例第 89 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）等の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害又は宮崎県の災害弔慰金の補助事業の対象となる災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ　配偶者

ロ　子

ハ　父母
ニ　孫
ホ　祖父母

（３）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　令第２条に規定する場合

（３）　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第 10 条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

（準用規定）

第 11 条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第 12 条　市は、令第３条に掲げる災害により法第 10 条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第 13 条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150 万円

ロ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円

ハ　住居が半壊した場合　270 万円

ニ　住居が全壊した場合　350 万円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円

ロ　住居が半壊した場合　170 万円

ハ　住居が全壊した場合（ニの場合を除く。）　250 万円

ニ　住居の全体が滅失又は流失した場合　350 万円

（３）　第１号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（利率及び保証人）

第 14 条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセント以内で規則で定める率とする。

２　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

３　前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第 15 条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還、及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

（委任）

第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 49 年 10 月 15 日条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 1 日から適用する。

附　則（昭和 50 年 7 月 14 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 6 月 1 日から適用する。

附　則（昭和 52 年 3 月 29 日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第１項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和 53 年 6 月 27 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和 56 年６月 30 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和 57 年 12 月 21 日条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条から第 11 条までの規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和 62 年 3 月 27 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成 3 年 12 月 18 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年12月16日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則（平成31年３月25日条例第16号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第14条及び第15条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（令和元年12月14日条例第89号）

この条例は、公布の日から施行する。

02 宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 3 月 30 日
規則第７号

改正　昭和 57 年 12 月 21 日規則第 44 号
平成 30 年 3 月 30 日規則第 48 条
平成 31 年 3 月 29 日規則第 25 号
令和 2 年 1 月 10 日規則第 4 号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の調査）

第２条　市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、災害弔慰金支給調査票（様式第１号）により、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

（１）　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
（２）　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
（３）　死亡者の遺族に関する事項
（４）　支給の制限に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（１）　障害者の住所、氏名及び生年月日
（２）　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
（３）　障害の種類及び程度に関する事項
（４）　支給の制限に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第２号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護支援金借入申込書（様式第３号）を、市長に提出しなければならない。

（１）　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

（２）　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

（３）　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

（４）　保証人を立てる場合は、保証人に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

（２）　被害を受けた日の属する年の前年において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年の所得）に関する当該市町村長の証明書

（３）　その他市長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（貸付けの調査）

第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの利率）

第８条　条例第 14 条第１項の規則で定める率は、保証人を立てる場合は年０パーセントとし、保証人を立てない場合は年 1.5 パーセントとする。

（貸付けの決定等）

第９条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第４号）を、借入申込者に交付するものとする。

２　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第５号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第 10 条　前条第１項の災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資

金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第６号）に、その者（保証人を立てる場合は、その者及び保証人）の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 11 条　市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（借用書等の返還）

第 12 条　市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 13 条　繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（様式第７号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 14 条　借受人は、償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払の猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予承認通知書（様式第９号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書（様式第 10 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 15 条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した災害援護資金違約金支払免除申請書（様式第 11 号）を、市長に提出しなければならない。

２　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間を記載した災害援護資金違約金支払免除承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書（様式第 13 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 16 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 14 号）を、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（３）　借受人が破産手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けたことを証する書類

３　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 16 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 17 条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 18 条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を記載した災害援護資金氏名等変更届（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（委任）

第 19 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 57 年 12 月 21 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成 30 年３月 30 日規則第 48 号）

（施行期日）

１　この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成 31 年３月 29 日規則第 25 号）

この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１月 10 日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号

様式第２号

様式第３号

様式第４号

様式第５号

様式第６号

様式第７号

様式第８号

様式第９号

様式第10号

様式第11号

様式第12号

様式第13号

様式第14号

様式第15号

様式第16号

様式第17号

様式第１号（第２条関係）

災害弔慰金支給調査票

決定番号	

死亡に関する事項	フリガナ 死亡した者の氏名		生年月日	年　月　日生
	死亡した年月日	年　月　日	住所	
	死亡の状況（行方不明）	災害名	死亡した場所	

	死者との続柄	氏名	住所	備考
遺族に関する事項				

支給に関する事項	支給日	年　月　日	支給場所	
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏名	続柄	支給金額
				円
		住所		
	先順位者の有・無	有・無	同順位者の有無	有・無
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由		支給制限事由に該当の有無	有（その理由） 無

備考	支給した職員	

様式第２号（第５条関係）

診　　断　　書

氏　　名			生年月日	年　　月　　日		性別	男・女
傷　病　者				負傷発病年月日	年　　月　　日		
障害の部位				初　診　年　月　日	年　　月　　日		
既　往　症		既存障がい		治　癒　年　月　日	年　　月　　日		

療養の内容及び経過	
障害の状態の詳細	（図で示すことができるものは図解してください。）

関節運動範囲	部位＼種類範囲									
			右							
			左							
			右							
			左							
			右							
			左							

上記のとおり診断します。

郵便番号＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿

病院又は　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿年　　月　　日

診療所の　名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診療担当者
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

様式第３号（第６条関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	

被災日時	年　月　日　時	災害名	
被害の種類	1　世帯主の負傷　2　住居の全壊 3　住居の半壊　4　家財の損害	被害場所	
返す方法	1　年賦　2　半年賦　3　月賦	いつまでに返せますか	年　月（　回）

借入申込者について	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏名			
	フリガナ		郵便番号	電話番号
	現住所	（　方）	〒	
	本籍		勤務先の名称と所在地	
	職業			

世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入（月収）	勤務先・学校名

収入合計	円	支出合計	円
資産の状況　土地	（1）住宅　㎡（2）田畑　㎡（3）山林　㎡	住居の状況	（1）自家（2）借家（3）借間（4）同居
建物	（1）自宅　㎡（2）その他　㎡	生活保護	年　月　日より受給（生住教区）
負債	（内容）　（金額）　円		

連帯保証人（保証人を立てる場合は、保証人が書いてください。）	氏名			生年月日	年　月　日生（　歳）		
	現住所			本籍地			
	職業		月収　円	申込者との関係		家族数	人
	資産　土地	（1）住宅　㎡（2）田畑　㎡ （3）山林　㎡		勤務先　名称			
	資産　建物	（1）自宅　㎡（2）その他　㎡		勤務先　所在地	電話局番		

この災害の前１年以内に被災したことの有無及びその状況	（有・無）　（状況）
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無	（有・無）

資金の使途			
	資金の使い方　総額　円	資金の内訳　合計　円	
	に　円	災害援護資金で	円
	に　円	手持資金　で	円
	に　円	その他（　）で	円
	に　円		
	に　円		

被害の状況	被災時の具体的状況					負傷	全治　　ケ月	
	住宅の被害	（1）全壊　　（2）半壊						
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	
		和だんす			婦人用腕時計			
		整理だんす			畳（畳中で畳が被害）			
		洋服だんす						
		鏡台			障子			
		腰掛机			ふすま			
		本箱・本だな						
		食器戸だな			小計			
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財			
		げた箱						
		照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額	
		じゅうたん						
		扇風機						
		石油ストーブ						
		電気やぐらこたつ						
		電気冷蔵庫						
		電気・ガス炊飯器						
		電気洗たく機						
		電気掃じ機						
		ミシン						
		電気アイロン						
		自転車						
		テレビ						
		ラジオ						
		柱時計						
		目覚し時計				小計		
		紳士用腕時計				合計		

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。

年　　月　　日

借入申込者　　印

（保証人を立てる場合）

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年　　月　　日

連帯保証人　　印

宮崎市長　　殿

様式第４号（第９条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

　　様

災害援護資金貸付決定通知書

　　年　　月　　日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第　　号
貸付金額	円
据置期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還機関	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還方法	年賦　　半年賦
利　　子	年1.5パーセント　　無利子

資金をお渡しする日と手続きについて

１　貸付金交付日　　年　　月　　日

２　場　　所

３　ご持参なさるもの

（１）　この通知書

（２）　同封の借用書

（３）　あなたの印鑑

（４）　あなた（保証人を立てた場合は、あなた及び保証人）の印鑑証明書

様式第５号（第９条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

　　様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

　　年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第６号（第 10 条関係）

貸付決定番号　　号

災　害　援　護　資　金　借　用　書

借用金額　　円

利　　子　　1.5 パーセント　　無利子

据置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

償還方法

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年　　月　　日

住　　所

借受人氏名　　印

（保証人を立てた場合）

住　　所

保証人氏名　　印

様式第７号（第 13 条関係）

災害援護資金繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年　　月　　日

借受人　住　所

氏名　　印

宮崎市長　殿

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

金額

様式第８号（第 14 条関係）

災害援護資金償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年　　月　　日

借　受　人　住所

氏名　　印

（保証人を立てた場合）

連帯保証人　住所

氏名　　印

宮崎市長　殿

<table>
<tr><td>申請の理由
（具体的に）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">貸付の条件</td><td>借入金額</td><td>円</td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>１　　３年
２　　５年</td><td rowspan="2">希望猶予
期間等</td><td rowspan="2">カ月
ただし
年　月　日
第　回償還以降</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>１　年賦
２　半年賦
３　月賦</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の
償還機関</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支払猶予期間
の　根　拠</td><td colspan="4">（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）</td></tr>
</table>

様式第９号（第 14 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

　　様

災害援護資金償還金支払猶予承認通知書

　　年　　月　　日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予の承認期間	年　　月　　日から　　か月
変更後の償還期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第 10 号（第 14 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

　　様

災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書

　　年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

（不承認の理由）

様式第 11 号（第 15 条関係）

災害援護資金違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請いたします。

年　　月　　日

借　受　人　住所

氏名　　印

（保証人を立てる場合）

連帯保証人　住所

氏名　　印

宮崎市長　　殿

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額		円			
内容	回　　数	期　　別	元　　金	利　　子	申請日までの違約金
		年　　月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 12 号（第 15 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

　　様

災害援護資金違約金支払免除承認通知書

　　年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る年　　月　　日における違約金　　円の支払を免除いたします。

様式第 13 号（第 15 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

　　様

災害援護資金違約金支払免除不承認通知書

　　年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。
（理由）

なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金（元利合計　　円）に係る違約金は　　年　　月　　日現在　　円となっておりますので至急償還を願います。

様式第 14 号（第 16 条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年　月　日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年　月　日	償還金額	円
免除申請額	円　（償還未済額の 全部・一部で　円）				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					

免除申請者	フリガナ		生年月日	年　月　日生
	氏名			
	現住所			
	本籍			
	借受人との関係		職業	
	勤務先及び所在地			

借受人又はその相続人	フリガナ		生年月日	年　月　日生
	氏名			
	現住所		借受人との続柄	
	職業		勤務先及び所在地	

連帯保証人（保証人を立てた場合）	フリガナ		生年月日	年　月　日生
	氏名			
	現住所		借受人との関係	
	職業		勤務先及び所在地	

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年　月　日

免除申請者　　印

宮崎市長　　殿

様式第 15 号（第 16 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

　　年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
償還を免除した額	元　金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利　子	
	違約金	
	合　計	

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5 パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

様式第 16 号（第 16 条関係）

第　　号
　　年　　月　　日

宮崎市長　　印

　　様

災害援護資金償還免除不承認通知書

　　年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請時現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5 パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

元　金	円
利　子	円
違約金	円
合　計	円

様式第 17 号（第 18 条関係）

災害援護資金　　氏名等変更届

貸付番号				
借　受　人	氏 名		住　所	
連帯保証人（保証人を立てた場合）	氏 名		住　所	
○で囲んでください。 １　住所変更 ２　改姓又は改名 ３　死亡又は行方不明 ４　その他	（異動の内容）			

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします

年　　月　　日

借受人（又は同居の親族）
住　所
氏　名　　印
連帯保証人（保証人を立てた場合）
住　所
氏　名　　印

宮崎市長　　殿

01 宮崎市災害危険区域に関する条例

平成 18 年 12 月 25 日
条例第 88 号

改正　令和４年９月 30 日条例第 27 号

（趣旨）

第１条　この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）の定めるところによる。

（災害危険区域の指定等）

第３条　法第 39 条第１項の災害危険区域は、河川の出水による危険の著しい区域として市長が指定する区域とする。

２　市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係住民の意見を聴くものとする。

３　市長は、第１項の規定による指定をするときは、当該区域を公示し、当該区域を記載した図書を一般の縦覧に供しなければならない。

４　第１項の規定による指定は、前項の規定による公示によって、その効力を生ずる。

５　第２項から前項までの規定は、第１項の規定による指定の変更及び解除について準用する。

（建築の制限）

第４条　災害危険区域内においては、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他の居住室（居住のために使用する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物並びに病院（病室を有する診療所を含む。以下同じ。）及び児童福祉施設等（令第 19 条第１項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する建築物であって、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けたものでなければ、建築してはならない。

（１）　規則で定める災害危険設定水位（以下「災害危険設定水位」という。）以下の部分に居住室を有しない建築物（病院及び児童福祉施設等を除く。）

（２）　主要構造部（屋根及び階段を除く。以下同じ。）が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に病室又は居住室を有しない病院

（３）　主要構造部が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に寝室（入所する者の使用するものに限る。）又は居住室を有しない児童福祉施設等

（４）　法第 85 条第２項の応急仮設建築物若しくは仮設建築物又は同条第６項の規定により市長の許可を受けた仮設建築物

２　市長は、災害防止上特に支障がないと認めるときは、前項に規定する建築の制限を緩和することができる。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月 30 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。